

婦人關係業務資料 No. 11

勞仿者家族福祉運動參考資料

勞仿省婦人少年局

は し か き

労働省婦人少年局では、例年、10月15日から24日までを運動期間として、労働者家族福祉運動を全国的に行なっていますが、昭和37年の福祉運動を契機として、ぶね年計画による労働者家庭消費生活向上運動を開始しました。今年(38年)は第2年度にあたり、「子どもの教育のために消費生活をよどめる」ことをテーマとしてとりあげています。

ここに、県近における労働者家庭の動向を採る資料にあわせて「子どもの教育」に関連のある資料を運動の参考資料としてとりまとめました。

昭和38年9月

労働省婦人少年局

労働者家族福祉運動参考資料目次

第1部 労働者世帯の動向

1. 労働者世帯数	3
2. 世帯人員・家族構成	5
3. 世帯員（15才以上）の就業・不就業状態	7
4. 世帯収入・収入の種類等	7
5. 産業別労働者世帯数等	14
6. 都道府県別労働者世帯数等	14

第2部 労働者世帯の子女の教育費

1. 家計調査からみた教育費	19
2. 父兄負担の教育費	21
3. 保護者の職業別にみた家庭の年収入と父兄負担の教育費	26

第3部 その他

1. 奨学資金制度等	29
2. 子女の教育に関係のある施設	39

第1部 労働者世帯の動向

1. 労働者世帯数

日本経済の高度成長にともなって、賃金・給料などによって生計を維持する世帯、いわゆる労働者世帯が急激に増加しており、総世帯に占める割合も増加している。総理府統計局「就業構造基本調査」によれば、昭和37年の労働者世帯数（統計表では非農林業雇用者世帯）は1,308万世帯で、31年に対し4割増加し、総世帯に占める割合は44.8%（31年）から54.4%（37年）に増加している。参考までに農家数を見ると、443万世帯（37年）で、31年に対し16%減である（第1巻第4図）。

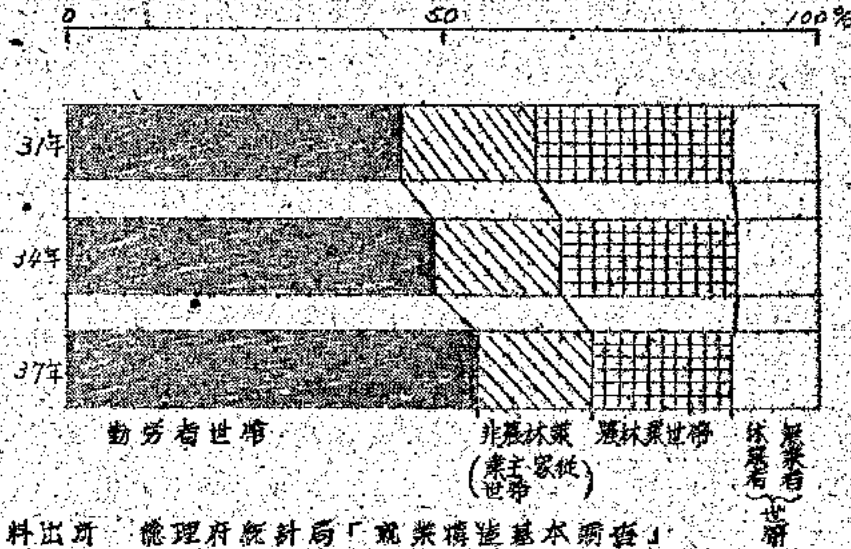
第1表 世帯主の業態別世帯数の動向

（単位：千）

			31年	34年	37年
世帯数	総世帯数		20,751	22,554	24,032
	農林業		5,293	5,251	4,433
	非農林業	業主・家族雇用者	3,718	3,820	3,715
			9,296	11,004	13,082
%	総世帯数		100.0	100.0	100.0
	農林業		25.6	23.3	18.5
	非農林業	業主・家族雇用者	18.0	16.9	15.5
			44.8	48.9	54.4
	休業者		0.7	0.6	0.5
	無業者		10.9	10.3	11.1

資料出所：総理府統計局「就業構造基本調査」

第1図 世帯主の業態別世帯数の動向



資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」

一般、専業主婦にわけると、勤労者世帯は、農家・商家など（統計上では非農林業業主・家庭世帯）にくらべて専業主婦の占める割合が多い（勤労者世帯21.5%、農家2.8%）。最近、勤労者世帯においては専業主婦の増加がいちじるしいので、一般世帯の総世帯に占める割合は34年の83%に対し、37年は78.5%に減少している（第2表）。

第2表 一般、専業主婦別世帯数

（単位千）

	総 数		一般世帯数		専業主婦数		総数に占める一般世帯の割合	
	34年	37年	34年	37年	34年	37年	34年	37年
総 数	22,554	24,032	19,408	19,725	3,147	4,307	86.1%	82.1%
農 林 業	5,251	4,433	5,114	4,307	137	127	97.9	98.2
非農林業	3,820	3,715	3,578	3,467	222	268	98.2	99.3
業主・家庭 雇用者	11,004	13,082	9,133	10,275	1,872	2,507	84.0	78.5
休 業 者	139	112	74	61	65	51	59.2	54.5
無 業 者	2,329	2,690	1,481	1,616	848	1,074	63.6	60.7

資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」

(4)

2. 世帯人員・家族構成

前掲「就業構造基本調査」（37年）によれば、勤労者世帯（一般世帯）の平均世帯人員は4.1人で、農家（5.5人）、商家など（4.6人）にくらべてかなり少ない。その推移をみると、（一般世帯の数字がないので、専業主婦世帯でみると）最近6年間に勤労者世帯の平均世帯人員は0.4人減少している（第3表）。

第3表 世帯主の業態別平均世帯人員

	31年	34年	37年	
			総 数	一般世帯
総 数	4.41	4.11	3.91	4.51
農 林 業	5.7	5.4	5.4	5.5
非農林業	4.7	4.4	4.3	4.6
業主・家庭 雇用者	3.9	3.6	3.5	4.1

資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」

注）平均世帯人員は世帯主も含む。31年、34年は総数
を掲載。総数には専業主婦世帯をも含む。

このように勤労者世帯の世帯人員が少ないのは、農家・商家などにくらべると、夫婦・子供よりなる二世帯世帯（中核世帯）が多く、さらに一夫婦当たり出生児数が少ないことなどに関連があると見られる。国勢調査（35年）によれば、勤労者世帯の7割は中核世帯であるが、農家では4割にすぎない（第4表）。

(5)

第4表 家族構成別世帯数

		世帯数		
		総数	農業世帯	非農業世帯
実数	総数	19,571,360	5,020,000	10,237,800
	(中核世帯数)	11,788,300	2,018,200	7,180,500
	夫婦のみ	1,630,300	260,700	1,041,900
	夫婦・子供	8,488,600	1,505,200	5,273,700
	両親・子供	245,400	50,300	132,100
	女親・子供	1,424,000	262,000	732,800
構成率(%)	その他	7,782,000	3,001,800	3,037,300
	総数	100.0	100.0	100.0
	(中核世帯数)	60.2	40.2	70.2
	夫婦のみ	8.3	4.0	10.2
	夫婦・子供	43.3	30.0	51.5
	両親・子供	1.4	1.0	1.3
	女親・子供	7.3	5.2	7.2
	その他	29.8	59.8	29.8

資料出所 「国勢調査」(35年)

勤労者世帯の平均出生児数をみると、2.67人で、農家の3.98人にくらべると1人以上少ない(第5表)。

(6)

第5表 世帯主の年齢別既婚女子平均出生児数

		世帯主の年齢別既婚女子平均出生児数				
		総数	農業世帯	非農業世帯	農業世帯	非農業世帯
年齢	総数	3.23 ^人	3.98 ^人	2.79 ^人	2.67 ^人	2.92 ^人
	15 ~ 19	0.32	0.37	0.49	0.26	0.38
	20 ~ 24	0.71	0.80	0.76	0.61	0.82
	25 ~ 29	1.42	1.89	1.43	1.23	1.32
	30 ~ 34	2.24	2.81	2.21	1.96	1.98
	35 ~ 39	2.78	3.33	2.62	2.50	2.45
	40 ~ 44	3.32	3.85	2.92	3.02	2.66
	45 ~ 49	3.96	4.60	3.12	3.53	2.91
	50 ~ 54	4.50	5.13	3.36	3.98	2.74
	55 ~ 59	4.74	5.37	3.51	4.22	2.91
	60 ~ 64	4.75	5.37	3.61	4.33	3.10
	65 ~ 69	4.76	5.31	4.03	4.46	3.18
	70 ~ 74	4.77	5.35	4.32	4.46	3.39
	75 ~ 79	4.68	5.11	4.23	4.44	3.70
	80 以上	4.77	5.02	4.71	4.57	3.86

資料出所 国勢調査(35年)

3. 世帯員(15才以上の就業・不就業状態

勤労者世帯(一般世帯)では15才以上の世帯員の63%が就業しており、この割合は農家・商家などにくらべるとかなり少ない。勤労者世帯の世帯員(15才以上)のなかには農業、小売業などに従事しているものが37年においてそれぞれ8.8%、4.9%(非農業世帯主・家員の計)であるが、34年にくらべるとその割合は減少しており、とくに、商家などの家族従業者の減少が目につく。一方、農家・商家などで、世帯員(15才以上)が勤労者として働いているものは多く、それぞれ38.7%、39.2%

(7)

(37年)である。34年にくらべると37年は、勤労者として働く世帯員が農家ではいちじるしく増加しているが(34年29%、37年32.9%)、反対に、商家などではいちじるしく減少している(第6表A・B)。

第6表A 農・非農世帯主別15才以上の世帯員の就業・不就業状態(失業) 単位千

		農 林 業		非農林業(兼・家族)		非農林業雇用者	
		34年	37年	34年	37年	34年	37年
一般世帯主		5,114	4,307	3,592	3,467	9,133	10,275
15才以上世帯員数		13,790	11,796	8,107	7,693	16,549	18,624
有 業 者	総 数	9,615	8,035	4,012	3,659	5,615	6,455
	農 業 主	7,884	6,190	303	247	901	902
	農 家 従 用 者	66	79	137	120	507	496
	農 家 従 用 者	7,849	6,032	143	114	344	363
	農 家 従 用 者	165	81	24	14	50	43
	非 農 業 主	1,698	1,844	3,695	3,412	4,687	5,553
	非 農 業 主	168	133	176	179	436	456
	非 農 業 主	40	35	1,790	1,871	37	48
	非 農 業 主	14,88	1,676	1,727	1,362	4,209	5,049
	休 業 者	35	38	13	12	26	28
無 業 者		4,175	3,784	4,095	4,022	10,934	12,141
家庭以外15才以上世帯員		—	88	—	578	—	549

資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」

第6表B 農・非農世帯主別15才以上の世帯員の就業・不就業状態(%)

		農 林 業		非農林業(兼・家族)		非農林業雇用者	
		34年	37年	34年	37年	34年	37年
一般世帯主		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15才以上世帯員数		269.3	273.9	226.0	221.9	181.1	181.2
有 業 者	総 数	187.7	187.4	111.8	105.9	61.5	63.0
	農 業 主	154.0	143.7	8.4	7.1	9.9	8.8
	農 家 従 用 者	1.3	1.8	3.8	3.5	5.6	4.8
	農 家 従 用 者	149.5	140.0	3.9	3.2	3.8	3.6
	農 家 従 用 者	3.2	1.9	0.7	0.4	0.5	0.4
	非 農 業 主	33.1	42.8	103.0	98.4	51.3	54.0
	非 農 業 主	3.1	3.1	4.9	5.2	4.8	4.4
	非 農 業 主	0.8	0.8	50.0	54.0	4.1	0.5
	非 農 業 主	29.0	38.9	48.1	39.2	46.2	49.1
	休 業 者	0.6	0.9	0.4	0.4	0.3	0.2
無 業 者		81.6	86.5	114.1	116.0	119.6	118.2
家庭以外15才以上世帯員		—	2.0	—	16.7	—	5.3

資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」

このように、勤労者世帯の世帯員のなかに、農業、小売業に従事するものが少なくなく、一方、農家・商家において勤労者として働くものがかなり多いことが、わが国の労働者家族問題を複雑なものにしていると言えよう。

4. 世帯収入・収入の種類等

勤労者世帯の平均世帯収入は、前掲「就業構造基本調査」(37年)によれば、年額47万3000円で、農家より多いが商家などにくらべるといくぶん少ない。しかし、有業人員は勤労者世帯が最も多く1.5人で、農家2.8人、商家2.0人とくらべるとかな

りの開きが見られる(第7表)。

第7表 世帯主の業態別平均有業人員
平均世帯収入

		平均世帯人数	平均有業人員	平均世帯収入
34年	総数	4.1 ¹	1.8 ¹	28.8千円
	農林業	5.4	2.9	21.3
	非農林業	4.4	2.1	32.6
	業主・家従 雇用者	3.6	1.5	33.9
37年	総数	3.9	1.7	41.9
	農林業	5.4	2.8 ¹	31.2
	非農林業	4.3	2.0	48.6
	業主・家従 雇用者	3.5	1.5	47.3

資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」

(注) 世帯収入は年額。

オ9表 世帯主の業態別収入の種類別世帯数(一般世帯)

収入の種類		実数			%		
		農林業 業主・家従	非農林業 業主・家従	非農林業 雇用者	農林業 業主・家従	非農林業 業主・家従	非農林業 雇用者
世帯数		4126	3467	10275	100.0	100.0	100.0
仕事の 収入	1) 農林業所得	4119	259	743	99.8	7.5	7.2
	2) 非農林業所得	295	3461	531	7.1	99.8	5.2
	3) 勤労所得	1783	933	10275	43.2	26.9	100.0
財産収入		248	246	754	6.0	7.1	7.3
生活保護金		31	25	60	0.8	0.1	0.6
社会保障給付		839	281	707	20.3	8.1	6.9
その他		158	78	146	3.8	2.2	1.4

資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」(37年)

注1) 世帯主またはその家族のうちに、本業あるいは副業として農林業の自営業主の仕事をしているものが1人以上いる世帯の数。

2) 世帯主またはその家族のうちに、本業あるいは副業として非農林業の自営業主の仕事をしているものが1人以上いる世帯の数。

3) 世帯主またはその家族のうちに、本業あるいは副業として雇用者の仕事をしているものが1人以上いる世帯の数。

勤労者世帯(一般世帯)の収入の種類についてみると、言うまでもなく勤労所得に依存しているものであるが、農林業所得・非農林業所得のある世帯も少なくなく、それぞれ7.2%、5.2%である。財産収入のあるものは7.3% (オ9表)。その平均収入額(一般世帯)をみると、勤労所得年額51万3000円に対し、農林業所得年額6000円、非農林業所得年額8000円である。

財産収入は平均1万5000円で農家・商家などより多く、社会保険料は平均3700円で農家より少ない。農家・商家などにおいて、世帯員のなかには勤労者として働いているものが多いことは既に述べた通りであるが、勤労所得は小さく、農家では農林業所得年額21万2000円に対し勤労所得年額は1万1000円。

表9 世帯主の業種別収入の種類別平均収入額（一般世帯）

収入の種類		34年			37年		
		農林業	非農林業	非農林業	農林業	非農林業	非農林業
		業主・家従	業主・家従	雇用者	業主・家従	業主・家従	雇用者
世帯数		4915	3598	7133	4126	3467	10275
仕事収入	1) 農林業所得	15.8	0.2	0.5	21.2	0.5	0.2
	2) 非農林業所得	0.7	28.5	0.6	0.9	41.5	0.8
収入	3) 勤労所得	4.1	3.9	35.5	8.1	7.1	51.9
財産収入		0.33	0.62	0.60	0.57	0.74	1.05
生活保護金		0.04	0.04	0.05	0.03	0.04	0.03
社会保障給付		0.54	1.29	0.34	0.76	0.35	0.37
その他		0.21	0.16	0.12	2.8	0.27	0.16

資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」

注 表9表 庄係照

商家などでは非農林業所得年額41万5000円に対し勤労所得7万1000円である（表10表）。

34年以降、勤労者世帯のなかで農林業所得・非農林業所得のある世帯はわずかに減少し、社会保障給付のある世帯がわずかに増加している（表11表）。

表10 収入の種類別世帯数の動向（一般世帯）

収入の種類		農林業（業主・家従）			非農林業雇用者		
		31年	34年	37年	31年	34年	37年
世帯数		100%	100%	100%	100%	100%	100%
仕事収入	1) 農林業所得	92.7	88.8	99.8	4.9	8.2	7.2
	2) 非農林業所得	3.5	9.3	7.1	5.7	5.8	8.7
収入	3) 勤労所得	21.5	35.6	48.2	100.0	100.0	100.0
財産収入		2.1	6.7	6.0	6.5	7.7	7.8
生活保護金		0.6	0.8	0.7	0.9	0.7	0.6
社会保障給付		10.1	11.1	20.3	6.5	5.8	6.9
その他		3.8	3.7	3.8	1.9	1.7	1.6

資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」

注 表9表 庄係照

表11 産業別非農林業雇用者一般世帯数

業 種	世 帯 数	分 布
総 計	10,275	100.0%
(漁業水産養殖業)	134	1.3
鉱 業	344	3.3
建設業	1078	10.5
製造業	3440	33.5
卸売小売金融保険不動産業	1576	15.3
運輸通信電気ガス水道業	6516	64.2
サービス業	1325	12.6
公 務	291	2.7

資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」37年

6. 産業別勤労者世帯数

勤労者世帯（一般世帯）の産業別分布は次のとおりで、製造業が最も多く344万で総数の3分の1を占めている。つぎが、卸売・小売金融保険不動産業（15.3%）、運輸通信電気ガス水道業（14.9%）である。最近数年向の動向をみると、（一般世帯の数が少ないので、単身者世帯を含む総数でみると）

表26 産業別非農林業雇用者世帯数の推移

	世 帯 数			分 布		
	31年	34年	37年	31年	34年	37年
総 数	7276	11,004	13,082	100%	100%	100%
(農業水産養殖業)	(132)	(147)	(154)	(1.4)	(1.3)	(1.1)
鉱 業	440	471	372	4.7	2.3	2.8
製 造 業	247	1,005	1,230	9.1	9.1	9.8
製造業	2,102	3,718	4,847	33.3	33.7	37.1
卸売・小売業金融保険不動産業	1,298	1,589	2,037	14.4	14.4	15.6
運輸通信電気ガス水道業	1,318	1,541	1,589	14.2	14.1	12.9
サービス業	1,447	1,583	1,939	15.5	15.3	14.1
公 務	712	852	859	7.1	7.7	6.6

資料出所：総理府統計局「就業構造基本調査」

注）単身者世帯を含む。

製造業の膨張がいちじるしく、世帯数は31年に対し37年は56%増加し、その割合は33.3%から37.1%となった。31年から37年にかけて、鉱業を除くは各産業下れたって勤労者世帯は増加している。鉱業は31年から34年にかけては増加しているが34年から37年にかけて21%減である。（大12表）

6. 都道府県別勤労者世帯数等

34年から37年にかけて、全都道府県にわたって勤労者世帯は増加し、総世帯数に占める勤労者世帯は概ね同様の増加の傾

中込版 都道府県別勤労者世帯数等 (一般世帯)

都道府県名		勤労者世帯数		平均		世帯	総数に占める勤労者世帯の割合(%)
		34年	37年	人員(37年)	収入(37年)		
北海道	1 北海	564	647	41	48.7	35.7	60.7
	2 青森	89	98	45	40.3	34.0	39.0
	3 岩手	91	108	44	43.3	34.9	40.5
	4 宮城	127	151	43	47.5	40.7	45.6
	5 秋田	86	94	44	41.1	35.1	37.0
山形県	6 山形	81	92	43	41.3	32.7	37.1
	7 福島	103	155	43	39.6	37.5	41.9
	8 茨城	119	141	43	47.0	30.8	35.2
	9 栃木	100	120	43	45.6	35.1	40.8
	10 群馬	110	133	43	45.7	35.6	42.2
埼玉県	11 埼玉	205	277	42	56.8	45.3	54.6
	12 千葉	165	233	40	55.2	37.2	47.8
	13 東京	1420	1514	40	70.0	66.4	69.0
	14 神奈	474	594	40	65.8	67.3	72.3
	15 新潟	169	197	43	47.0	37.2	41.9
富山県	16 富山	89	96	43	51.4	43.8	45.5
	17 石川	88	95	42	51.6	45.1	45.9
	18 福井	58	62	42	46.6	37.2	39.7
	19 山梨	44	57	42	44.0	28.9	35.6
	20 長野	135	162	42	43.7	33.2	39.3
岐阜県	21 岐阜	119	154	41	45.8	37.5	43.9
	22 静岡	207	275	43	50.5	45.2	50.2
	23 愛知	457	529	41	57.5	53.5	59.0
	24 三重	125	145	42	46.5	40.5	46.9
	25 滋賀	62	75	42	48.7	35.8	42.1
京都府	26 京都	219	232	42	57.9	51.3	53.7
	27 大阪	746	840	41	62.5	62.6	65.6
	28 兵庫	455	552	40	63.8	55.4	61.6
	29 奈良	54	72	40	53.5	34.2	41.6
	30 和歌	90	96	44	46.2	40.5	42.5
鳥取県	31 鳥取	41	47	43	41.1	34.2	39.6
	32 島根	52	71	43	40.0	29.2	40.1
	33 岡山	130	142	40	46.1	37.6	41.2
	34 広島	227	266	40	49.4	47.3	54.0
	35 山口	164	199	41	46.4	47.0	54.8
徳島県	36 徳島	56	68	42	41.8	32.7	37.3
	37 香川	74	80	41	41.5	39.8	41.0
	38 愛媛	120	134	41	40.5	38.5	42.8
	39 高知	67	74	39	42.0	34.2	39.6
	40 福岡	513	525	42	51.4	67.9	67.0
佐賀県	41 佐賀	72	70	45	37.6	39.3	39.8
	42 熊本	164	168	44	42.4	42.3	40.7
	43 大分	122	127	44	40.4	39.2	35.2
	44 宮崎	89	97	43	39.5	35.2	38.8
	45 鹿児島	77	85	41	37.6	33.5	36.5
46 沖縄	123	136	42	35.1	28.6	32.2	
資料出所 総務庁統計局「就業構造基本調査」							

(注) 非農林業雇用者世帯に同じ

向きを示している。34年において、従世帯に占める勤労者世帯の割合が50%をこえる都道府県は、北海道、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡の八都府県であるが、37年には埼玉、静岡、広島、山口の四県がこれに加わった。34年から37年にかけて従世帯に占める勤労者世帯の割合がいちじるしく増加した府県は、群馬、埼玉、千葉、奈良、島根、山口である。

平均世帯収入をみるとかなりの地域差がみられ、大まかにいって、勤労者世帯の占める割合が多い都道府県は世帯収入が高い。最も平均世帯収入が高いのは東京で年額70万円、最も低いのは鹿児島で25万1000円である（表13）。

第2部 勤労者世帯の子女の教育費

勤労者家庭は、農家・商家などの自営業者世帯と異なって、子女に受けつがせる生産手段を持たず、また家庭内で生産的な技術を子女に習得させることは不可能であるために、子女に高度の学校教育を受けさせ、あるいは特殊な技能を習得させることによって、自活のための手段をもたせようとする要請が強い。このことは、昭和34年11月に婦人少年労働審議会から労働大臣に提出された「勤労者家族福祉に関する報告書」に指摘されているとおりである。

オノ表 消費者物価指数

	総合	食料	被服	光熱	住居	教育費		
						総合	教育	文房具
昭和29年	93.7	97.5	106.8	87.4	75.1	86.8	75.2	105.8
30年	92.7	94.6	102.7	89.0	78.2	89.6	78.5	102.8
33年	95.8	95.8	99.9	96.1	91.3	94.3	91.4	100.2
35年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
36年	105.3	106.1	103.5	104.0	106.2	104.8	107.4	100.7
37年	112.5	114.7	109.5	106.0	111.3	112.1	121.8	102.5

資料出所 総理府統計局「消費者物価指数」

この項では、勤労者世帯の家計調査などからみた教育費の動向及び父兄負担の教育費についてふれることにする。

1. 家計調査などからみた教育費

総理府統計局調査によつて、30年度以降の消費者物価指数の動向をみると、教育費の上昇はいちじるしく、30年78.5に対し、37年には121.8に上昇しており、食料費（30年94.6、37年114.7）よりも上昇率が高い（オノ表）。ところで、勤労者世帯における家計費に占める教育費の割合をみると、住居費や娯楽費が急激に増加したことなどの影響で、大きな動きはみられず、30年3.5%に対し36年は3.1%へとわずかに減少している（オノ表）。

表15 勤労者世帯平均1ヵ月の消費支出

年	世帯 人員	消費 支出	食費	住居費	光熱費	被服費	雑費		
							小計	教育費	娯楽費
昭和35年	(438)	32,073	12,440	3,139	1,552	3,934	11,028	923	126
36年	(422)	34,876	13,170	3,846	1,679	4,455	11,846	936	127
37年4月	(416)	37,352	13,506	3,868	1,718	4,515	13,810	1,481	258
37年10月	(417)	37,650	14,702	3,491	1,887	5,019	12,552	1,017	107
29年		100.0	45.5	5.8	5.0	12.6	34.1	3.4	
30年		100.0	44.5	6.1	5.0	12.2	32.2	3.5	
33年		100.0	41.2	8.9	4.6	12.1	33.2	2.7	0.4
35年		100.0	38.8	9.8	4.8	12.2	34.4	2.9	0.4
36年		100.0	37.7	10.7	4.8	12.8	34.0	2.7	0.4
37年4月		100.0	36.2	10.2	4.6	12.1	34.9	4.0	0.7
37年10月		100.0	39.0	9.3	5.0	13.3	33.4	2.7	0.3

資料出所 総理府統計局「家計調査」

一方、子どもの教育費のために貯蓄をするものは表16に示すように、大巾に増加している。とくに、勤労者世帯では教育費のために貯蓄をするものが多く、31年約3割に対し37年には約4割に増加している。(表2図)

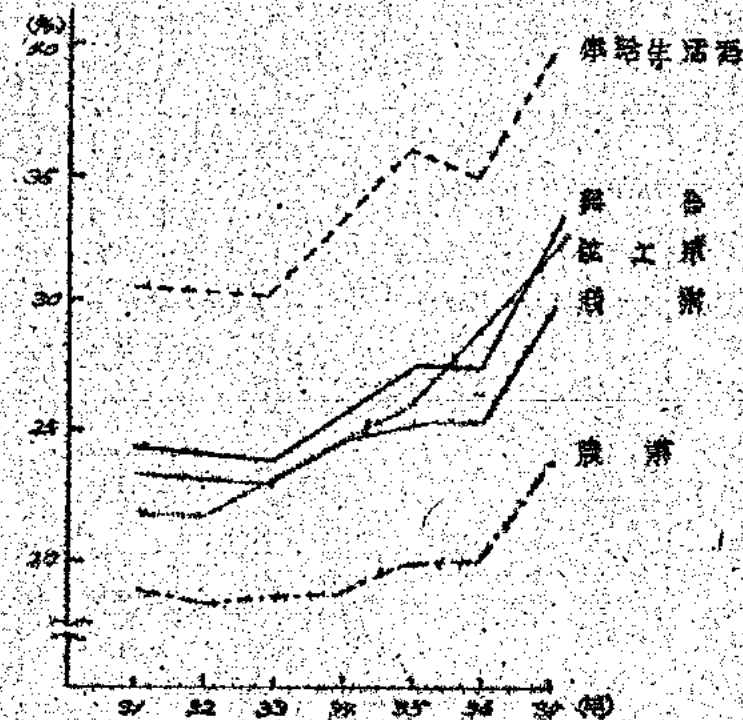
表16 貯蓄の目的 (%)

年	生活改善	子どもの教育費	結婚資金	マイホーム	不慮の災害に備えて	上世帯	納税	家族の生活支用	その他
昭和31年	13.4	24.5	4.3	1.5	30.6	7.2	6.9	8.1	1.3
32	13.8	24.1	4.5	1.6	30.5	7.6	8.1	8.2	1.6
33	12.2	23.9	4.5	1.6	30.5	7.2	7.3	9.5	3.3
34	10.5	25.7	4.3	0.8	32.0	8.0	4.8	10.8	3.6
35	10.8	27.5	3.5	0.7	32.4	7.8	3.8	9.9	3.6
36	11.1	27.4	3.5	0.8	31.2	8.7	3.0	11.0	3.3
37	8.6	32.3	2.1	0.4	33.5	9.7	1.1	9.1	3.2

資料出所 貯蓄増進中央委員会「貯蓄白書」
(注) 同上「貯蓄に関する世帯調査」

(14)

表2図 教育費にあてるための貯蓄の取組割合



資料出所 貯蓄増進中央委員会「貯蓄白書」

同 「貯蓄に関する世帯調査」

2. 父兄負担の教育費

小学校における父兄負担の教育費は文部省調査によれば年額4542円(35年度)で、この82%が学校教育費である。教育費は地域によってかなりの開きがあり、大中部市は大都市・町村よりも教育費が高くなっている。勤労者世帯は多量とみられる大中部市の工業地帯・住宅地帯、小・中部市の市街地帯・郊外地帯の教育費は、商業地帯よりも教育費が低い。農・漁・山村地帯よりも高くなっている。家庭教育費は学校教育費よりも地域差がはげしい(表17、表18)。

(15)

字ノマ後 世道理解則に於た大支出費用別父兄負担の政策 —— 小寺政一 —— (廣瀬)

[illegible]

資料出所 文部省調査局「父兄が負担する教育費」
(昭和44年4月～昭和45年3月)

本、愛、新、作、者、野、間、武、蔵、氏、に、子、に、父、兄、金、江、氏、の、世、に、出、て、板、橋、三、郎、氏、に、

式出	地城類型	平均	中					市	小	郡	市	町	村
			工業地城	商業地城	工業地城	住宅地城	農業地城						
學城級	校科商費	100	103	105	97	97	97	97	97	130	100	93	100
	教科醫藥的服服	100	107	139	157	147	97	97	97	82	94	81	85
	字用品・教科費	100	124	140	151	145	80	80	105	128	95	95	87
	題學用品費	100	86	213	92	157	47	47	80	85	80	72	107
學城級	路學食費	100	135	153	163	151	57	57	132	84	132	44	80
	路學食費	100	82	87	106	118	103	103	107	90	107	84	101
	PTA會費	100	147	184	160	162	67	67	120	87	120	55	45
學城級	補助習費	100	1213	264	263	170	49	49	126	55	126	26	46
	補助習費	100	175	192	217	175	75	75	143	78	143	30	24

文庫編輯委員會「文庫刊行計劃表」(昭和44年4月～昭和45年4月)

[illegible]

支出項目	平均	大		中		市		市		市		市		對
		工(鄉)業地城	商業地城	工業地城	商業地城	住宅地城	商業地城	住宅地城	商業地城	住宅地城	商業地城	住宅地城		
教育費概額	15845	19944	23985	21279	20228	11857	13480	17836	12374	10391	13378	13378		
學校教育費	11328	13786	14375	14183	13668	8660	12152	11311	10272	10391	10391			
直接支出金	7486	8321	9042	8977	8141	5724	6533	7974	6701	7211	7211			
間接支出金	3842	5465	5353	5206	4907	2936	3619	3894	3571	3280	3280			
校產教育費	4487	6158	9590	7116	7142	2372	5528	6025	2102	2897	2897			

資料出所 文部省國庫局「公立學校指する教育費」(昭和34年3月) 34年3月

資料出所 大聖金語齋萬「父兄が爲想する教育史」

才20表 地或類型別にみた父兄異姓教育費の費目別増減

支出項目	地域類型	平均	大 中 郡 市 町 村				農業地域	工業地域	住宅地域	商業地域	農業地域	工業地域	住宅地域	商業地域	農業地域
			工(商業地域)	商(工業地域)	工(商業地域)	商(工業地域)									
学 校 支 出 金	教科書費	100	100	105	98	100	97	98							
	教科書以外の図書費	100	100	134	125	83	64	88							
	学用品費	100	100	109	108	91	79	93							
	文芸費	100	100	127	68	24	65	143							
	夏学用品費	100	100	183	111	53	105	54							
その他(運動用品)	100	100	51	153	56	97	91								
学 校 支 出 金	給食費	100	100	129	—	12	140	132							
	給服費	100	100	96	99	97	102	96							
	校内団体費	100	100	140	115	89	83	80							
	P.T.A.費	100	100	170	112	102	71	70							
	その他の学校雑金	100	100	191	313	54	63	47							
学 校 支 出 金	100	100	156	285	140	41	35								
家庭支出金	相親等費	100	100	161	164	60	43	66							
	娯楽費	100	100	154	179	43	38	60							

資料出所 文部省調査局「大正水災被害調査報告」(昭和36年3月)

(24)

資料出所 文部省調査所「父兄が負担する教育費」(25.4% ~ 36.3%)

(25)

参考までに1人当たり国民所得の年次別推移をみると、35年は31年に対し50%の伸びを示しているが、小中学校における父兄負担の教育費はさらにこれを上回っている。なお公費が負担する生徒1人当たり教育費をみると小学校については下回っている（オ22表、オ23表）。

3. 保護者の職業別にみた家庭の年収入と父兄負担の教育費

保護者の職業によって父兄負担の教育費はどのように相違があるかを見るために、オ24表とオ25表を掲載した。これによると、勤労者世帯が多数を占めていると見られる事務従事者世帯、工業・運輸関係従事者世帯、鉱業等従事者世帯、単純労働者世帯における

オ24表 保護者の職業別にみた家庭の年収入と父兄負担の教育費
a. 小学校

職 業	家庭の 年収平均 (A)	学 校 教 育 費			家 庭 教 育 費		
		実額 (B)	指 数	収入対比 比率(%)	実額 (B)	指 数	収入対比 比率(%)
平 均	503,668	9,080	100	1.80	5,352	100	1.06
官 理・経営者	845,697	11,080	122	1.31	10,990	202	1.28
△事務従事者	491,992	10,092	111	2.05	13,14	137	1.49
販売従事者	549,510	9,850	110	1.81	6,800	127	1.24
△工業・運輸関係従事者	445,587	9,633	106	2.07	5,433	102	1.17
専門・技術者	598,114	9,626	106	1.61	6,716	125	1.12
△鉱業等従事者	477,597	9,300	102	2.23	3,699	69	0.89
サービス従事者	399,309	9,163	101	2.29	3,405	64	0.85
無 職	192,040	8,265	90	4.27	4,750	89	2.47
農・林業従事者	397,548	7,273	81	1.83	1,674	31	0.42
△単純労働者	235,914	7,177	79	3.04	1,467	27	0.62
漁・水産業従事者	353,554	6,105	67	1.73	2,667	50	0.75

資料出所 文部省調査局「父兄が負担する教育費」(35・4~36.3)

(注) △印はその多くが勤労者世帯とみられるもの。

学校教育費の家庭の年収入に対する割合は、小学校、中学校、高校とわたって、大まかにいって「平均」を上回っている。たとえば、小学校における学校教育費の家庭の年収入に対する比率は、「平均」な1.8%に対し事務従事者2.05%、工業・運輸関係従事者2.07%、鉱業等従事者2.23%、単純労働者3.04%となっており、勤労者世帯のなかでも低所得階層が多い単純労働者の比率はかなり高くなっている。

家庭教育費は学校教育費にくらべて格差が大きく、この傾向は小・中学校、高校(全日制、定通制)にわたってみられる。参考までに、小学校における家庭教育費をみると、「平均」を100とすれば、事務従事者世帯は137に対し、単純労働者世帯は27であるが、学

オ24表 b. 中 学 校

職 業	家庭の 年収平均 (A)	学 校 教 育 費			家 庭 教 育 費		
		実額 (B)	指 数	収入対比 比率(%)	実額 (B)	指 数	収入対比 比率(%)
平 均	484,008	11,101	100	2.29	4,300	100	0.89
官 理・経営者	853,670	13,871	125	1.62	7,455	173	0.87
△事務従事者	458,443	12,146	110	2.66	5,089	118	1.11
専門・技術者	585,535	11,888	107	2.03	9,205	168	1.23
△工業・運輸関係従事者	474,875	11,110	100	2.34	4,601	107	0.94
販売従事者	490,003	11,026	99	2.25	4,487	104	0.92
無 職	195,414	10,986	99	5.62	2,819	66	1.44
サービス従事者	465,979	10,881	98	2.33	4,441	103	0.95
農・林業従事者	397,660	10,004	90	2.52	2,167	50	0.54
△鉱業等従事者	428,935	9,546	86	2.22	2,725	63	0.64
漁・水産業従事者	383,827	9,213	83	2.40	1,619	38	0.42
△単純労働者	180,970	7,085	64	3.92	2,052	48	1.13

資料出所 文部省調査局「父兄が負担する教育費」(35・4~36.3)

(注) △印はその多くが勤労者世帯とみられるもの。

学校教育費はそれぞれ 111.19 である。

オ25表 職業別の職業別にはみた家庭の年収入と父兄負担の教育費

ウ 全日制高等学校

職 業	家庭の年 間平均収入 (A)	学 校 教 育 費			家 庭 教 育 費		
		実額 (B)	指 数	収入に 対する 比率 (B/A)	実額 (C)	指 数	収入に 対する 比率 (C/A)
平 均	450,981	34,945	100	6.43	3,720	100	0.77
管理・経理者	531,446	25,056	113	4.22	6,164	182	0.81
農・林業従事者	450,679	31,587	102	7.01	2,703	73	0.60
漁・水産業従事者	437,368	31,090	100	7.10	3,078	83	0.70
△工業・運輸関係従事者	445,690	30,769	99	6.56	4,106	110	0.88
販売従事者	493,238	34,652	99	6.21	3,708	100	0.75
専門・技術者	444,682	34,820	98	5.89	5,004	135	0.89
△事務従事者	426,266	29,710	96	6.97	4,364	117	1.02
△鉱業等従事者	401,091	28,627	93	7.14	2,469	66	0.62
無 職	216,584	28,429	92	13.13	4,064	109	1.88
サービス関係者	368,014	27,846	90	7.57	2,587	69	0.70
△単純労働者	213,353	25,875	84	9.47	2,583	69	0.94

資料出所 文部省調査局「父兄が負担する教育費」(35-4-36.3)

(注) △印はその多くが勤労者世帯とみられるもの。

オ25表 b 定時制高等学校

職 業	家庭の年間 平均収入 (A)	学 校 教 育 費			家 庭 教 育 費		
		実額 (B)	指 数	収入に 対する 比率 (B/A)	実額 (C)	指 数	収入に 対する 比率 (C/A)
平 均	377,654	18,225	100	4.84	2,405	100	0.64
農・水産業従事者	310,923	17,071	102	6.13	2,294	95	0.74
△鉱業等従事者	397,125	16,936	104	4.27	2,217	92	0.56
農・林業従事者	400,556	16,563	103	4.17	1,807	75	0.45
管理・経理者	596,060	18,473	102	3.13	4,667	194	0.78
△事務従事者	371,426	18,667	102	5.03	2,554	110	0.77
△工業・運輸関係従事者	342,376	18,193	99	5.31	3,071	128	0.90
△単純労働者	283,051	18,162	99	6.42	3,534	146	1.25
サービス関係者	304,356	17,636	96	5.79	2,533	105	0.83
専門・技術者	391,664	17,022	93	4.35	2,348	98	0.60
販売従事者	367,291	16,336	89	4.45	2,982	124	0.81
無 職	216,068	15,420	84	7.14	2,132	89	0.99

資料出所 文部省調査局「父兄が負担する教育費」(35-4-36.3)

(注) △印はその多くが勤労者世帯とみられるもの。

第 3 部 そ の 他

ここでは子女の教育に関係のある制度・施設などを把握するために、奨学資金と公的施設などについて主として統計表だけ掲載することにした。

(1) 奨学資金制度等

イ. 奨学資金を支給されている学生、生徒数

日本育英会及び一般育英事業団体の奨学資金を支給されている学生数はオ26表 A・B に掲げるとおりである。

表24 学校種類別奨学生数

ア 日本育英会

	数	高等学校	大学・専門学校・大学院		
			大学	短期大学	その他
30年度	222,116 ^人	80,289 ^人	96,514 ^人	28,798 ^人	36,282 ^人
35年度	226,747	82,539	86,175	7,943	50,090
36年度	236,009	79,000	85,990	7,474	63,545

資料出所 日本育英会調べ（各年年度末数）

表26 学校種類別奨学生数

ハ 一般育英事業団体（昭和36年）

	団体数	事業費 千円	奨給費生現在員数				
			計	大学	高次	大学院	その他
企業	666	1,674,653	92,867	21,520	50,204	146	977
母子福祉資金	45	705,105	32,013	5,635	26,378	—	—
計	242	329,184	20,145	4,972	14,843	—	330
地方公共団体	43	172,353	11,971	2,174	9,747	—	50
市町村	179	136,852	8,174	2,798	5,096	—	280
等校	128	108,549	5,538	4,344	968	46	180
民間	251	491,820	15,171	6,589	8,015	100	467

資料出所 日本育英会調べ

（注）ハ 義務教育生徒、各種学校生徒および研究費の受給者等の集計を示す。

ロ 企業の奨学資金制度

企業の行なう子女の奨学資金について網羅的に把握する資料はないが、参考までに日本経営者団体連盟、労務研究所の調査資料から要点のみ抜粋し示すことにした。

昭和32年8月に日本経営者連盟が調査した「企業内における育英・奨学資金制度の実態」によれば、内閣府経営者協会の会

員会社約1000社に対して育英・奨学資金制度について照会したところ回答したものは155社である。このなかで、従業員子弟に対する育英奨学資金制度あるいは横行として、何らかの形で実施していると回答があったものは64社（回答数の約4割）である。

32年以後「日経連」においてはこの調査は実施していないので、労務研究所が37年に実施した奨学資金と学生寮の実態について「月刊福利厚生」NO.374（37年7月28日号）からその概略を抜粋した。

この調査は奨学資金制度等が実施されている100社（主として大企業）を対象としたもので、その実施内容は下記の通りである。

調査対象	100社
奨学資金と学生寮	23社
奨学資金のみ	67社
学生寮のみ	10社

・奨学資金の最近の傾向

・運営主体 会社主体が圧倒的に多く、ついで共済会、会社と共済会の二本立によるものなどがある。

・奨学資金の充実に検討される理由

① 近頃の物価の値上がりにとまなない、大学・高校の入学金や授業料などが値上がりし、現在の給与との間に不均衡を生じていること。

② 定年制をたとえ延長しても、一般に子女が大学などに入学あるいは就学する時期が定年の前後にわたっていること。

③ 大学が都市部に集中しているため、地方から都市部の学校へ通うには、下宿代その他で莫大な資金を要すること。

・奨学資金の現状

奨学資金は貸付と給付があるが、貸付が大部分であるから以下貸付の現状について記述する。

・貸付の資格条件

① 一定の勤続年数を条件とするもの

(勤続10年以上、または15年以上という例が多い。)

② 勤続年数とは関係のないもの

・貸付月額(平均)

大 学	自 宅	2,500 円
	自 宅 外	4,500 円
	区別なく	3,800 円
高 校	自 宅	1,000 円
	自 宅 外	2,400 円
	区別なく	1,800 円
大学、高校の区別なく(例が少ない)		
	自 宅	1,800 円
	自 宅 外	3,000 円
	区別なく	3,000 円

・一席貸付(平均)

入学時や進学時に貸し付けるもの

大 学	57,800 円
高 校	26,200 円
区別なく	43,300 円

・貸付金の返済方法

卒業後半年～1年を満期いで、その後を貸付期間と同じ期間とが、5年、10年、15年というものが多い。

・利 息

徴収しないものが多い。徴収しても年3分程度が普通。

・学生寮の概要

- ・運営主体 会社が多い。
- ・施設の状況 多くは木造の平家ないし2階建(コナ例中20例は木造)
- ・室の定員数

一室の大きさは6～8畳が多く、一般に一室に2名が多い。

・寮 費

1人当たりかなりあるが、徴収しても500～600円が普通。しかし、新しい施設では1,000円とか1,500円という例もある。

・食 費

実費徴収(但し、用水光熱費は会社負担がほとんどである。)

・その他

寮母とか女中のほかには合宿をわいているところもあるが、親元から離れて生活する青少年を扱うところから、人格のすぐれた人をむくことが大切。

(2) 子女の教育に関係のある施設

子女の教育に関係のある施設が都道府県別にどの程度あるかを見るために、学校数(小・中・高・大学)幼稚園・保育所などの児童関係施設数、及び公立教養施設数を以下に掲載した。

表2-2 東京都立小中学校数

	5歳以上 15歳未満人口	小		中		高		立	校	立	校
		数	国公立	数	国公立	数	国公立				
都	20,180,700人	22,724	22,563	161	12,003	14,358	615				
区	12,457,000	2,273	2,271	2	1,323	1,314	17				
市	3,608,000	565	564	1	313	311	7				
町	3,569,000	575	572	3	332	327	5				
村	4,281,000	357	354	3	234	224	10				
支	3,337,000	401	401	-	228	227	1				
分	3,120,000	357	357	-	204	204	-				
部	5,072,000	569	566	3	345	342	3				
局	4,814,000	547	546	1	282	280	2				
所	3,770,000	454	453	1	197	194	3				
管	3,720,000	318	318	-	223	220	3				
理	5,408,000	476	474	2	304	300	4				
事	5,020,000	506	502	4	302	296	6				
業	1,542,100	1051	998	53	493	488	205				
京	6,620,000	452	420	32	277	279	60				
神	5,834,000	827	827	-	590	588	2				
新	2,283,000	315	315	-	102	101	1				
宿	2,077,000	353	352	1	137	134	3				
石	1,657,000	239	239	-	94	94	-				
川	1,814,000	241	240	1	140	137	3				
山	4,217,000	455	455	-	237	237	-				
長	3,547,000	482	482	-	262	262	-				
政	6,064,000	534	532	2	303	302	21				
野	9,980,000	917	716	1	391	300	31				
草	3,066,000	444	443	1	203	197	6				
面	1,768,000	208	207	1	82	80	2				
知											
雷											
賀											

都	3,667,000	384	379	5	147	128	21
区	9,980,000	607	592	15	304	256	48
市	7,804,000	691	679	12	363	324	39
町	1,425,000	298	295	3	115	109	6
村	2,005,000	364	364	-	165	164	1
支	1,828,000	197	197	-	76	76	-
分	2,149,000	369	369	-	182	181	1
部	3,482,000	519	519	-	221	217	4
局	4,619,000	669	667	2	285	256	29
所	3,585,000	408	407	1	230	222	8
管	2,056,000	298	298	-	134	134	-
理	2,004,000	228	228	-	107	103	4
事	3,550,000	476	476	-	226	222	4
業	1,928,000	435	434	1	227	223	4
京	9,032,000	666	663	3	307	293	14
神	2,295,000	180	180	-	109	109	-
新	4,489,000	408	405	3	251	240	11
宿	4,562,000	505	504	-	250	244	6
石	2,955,000	389	387	2	200	195	5
川	2,909,000	283	282	-	151	149	2
山	5,091,000	632	631	1	346	343	3
長							
政							
野							
草							
面							
知							
雷							
賀							

資料出所 「昭和35年国勢調査」 / 多相出集計

又部信「平成基本調査」(37年度)

表28 都道府県別高校、大専数

都道府県	15歳以上 人口	高専		立		大		大		計
		専	専	専	専	専	専	専	専	
北海道	925,520	371	2643	1068	345	48	237	260	106	154
青森県	514,400	301	252	29	14	4	10	10	6	4
岩手県	526,600	56	43	13	3	-	3	1	1	-
宮城県	1,211,000	64	49	15	2	1	1	2	1	1
秋田県	583,300	78	63	15	6	1	5	6	1	5
山形県	1,168,000	51	45	6	2	-	2	1	1	-
福島県	1,174,000	68	57	11	2	2	-	1	1	-
茨城県	1,661,000	97	63	14	4	2	2	2	2	-
栃木県	1,833,000	67	57	10	2	1	1	1	1	-
群馬県	1,313,000	53	42	11	1	1	-	1	1	-
埼玉県	1,527,000	58	48	10	3	3	1	2	2	-
千葉県	2,441,000	89	62	18	2	1	1	1	1	-
東京都	2,139,900	82	57	25	6	1	5	5	14	4
神奈川県	1,232,900	390	136	254	76	5	71	88	14	74
新潟県	971,400	131	62	69	11	1	10	7	3	5
富山県	2,110,000	83	71	12	3	2	1	1	1	-
石川県	1,004,000	46	40	4	2	2	-	1	1	-
福井県	945,000	39	30	7	2	-	2	2	2	-
山梨県	700,000	24	20	4	-	-	-	1	1	-
長野県	703,000	33	23	10	3	1	2	3	2	1
岐阜県	1,278,000	96	82	14	2	1	1	1	1	-
静岡県	1,591,000	83	54	9	4	2	2	3	3	-
愛知県	2,491,000	102	72	30	5	3	2	2	2	-
三重県	582,300	119	79	40	21	3	18	16	5	11
滋賀県	1,405,500	51	44	7	2	1	1	3	2	1
京都府	753,300	30	25	5	2	2	-	1	1	-

大阪府	2,113,000	67	31	36	16	4	12	18	6	12
兵庫県	657,500	167	92	75	26	4	22	20	6	14
奈良県	394,200	139	94	43	17	1	16	12	7	5
和歌山県	238,000	31	25	6	2	1	1	4	3	1
鳥取県	89,000	32	27	3	2	1	1	3	2	1
徳島県	470,000	33	28	5	1	-	1	1	1	-
香川県	688,000	39	30	4	1	1	-	2	2	-
岡山県	1,700,000	104	85	19	8	2	6	3	1	1
広島県	2,042,000	100	66	34	11	3	8	3	1	2
山口県	1,430,000	74	56	18	6	4	2	3	6	-
徳島県	690,000	39	33	6	3	1	2	1	1	-
香川県	803,000	37	30	7	3	1	2	2	1	1
高松市	1,282,200	63	52	11	1	-	1	2	1	1
高松市	724,000	33	27	6	1	1	-	2	2	-
高松市	371,800	152	95	57	11	1	10	13	6	7
高松市	814,000	31	27	4	1	-	1	1	1	-
高松市	1,383,200	62	46	16	7	2	5	1	1	-
高松市	1,577,000	64	46	18	2	-	2	3	2	1
高松市	1,067,000	57	43	14	2	1	1	2	1	1
高松市	823,000	35	31	4	1	-	1	1	1	-
高松市	1,343,000	92	81	11	3	1	2	2	1	1

資料出所 「昭和35年国勢調査」 / 抽出集計

大府省「学校基本調査」 (37年度)

施設名	5歳未満人口	幼稚園	保育所	児童館	児童福祉施設による		児童公園
					児童福祉施設による	その他	
東京都	7,842,400	7,372	10,018	151	963	10,040	2,390
北多摩	451,800	217	221	-	53	474	140
西多摩	1,443,000	56	102	1	13	93	18
東多摩	1,479,000	65	127	1	13	217	13
南多摩	1,577,000	91	80	1	11	7	34
中央多摩	1,218,000	51	87	1	11	146	9
町田	1,124,000	61	73	-	23	897	23
武蔵野	2,049,000	112	120	-	24	96	32
国分寺	1,791,000	66	94	-	16	210	24
武蔵野	1,402,000	46	71	-	15	153	15
国分寺	1,290,000	119	126	-	11	102	31
町田	2,118,000	184	139	-	23	552	56
武蔵野	1,995,000	153	224	-	17	175	46
国分寺	691,400	853	470	-	67	976	298
武蔵野	2,96,000	358	204	11	21	429	246
国分寺	2,04,400	65	262	3	17	550	33
町田	73,400	20	166	-	10	120	17
武蔵野	812,000	51	343	1	5	159	6
国分寺	60,900	117	99	-	8	59	66
武蔵野	67,400	35	193	1	10	103	3
国分寺	1,49,700	46	365	1	16	366	22
町田	136,400	59	348	-	27	210	34
武蔵野	246,700	561	210	1	23	186	35
国分寺	337,800	262	657	6	48	468	202
町田	111,900	156	250	-	14	58	71
武蔵野	70,300	38	144	1	8	94	3

施設名	5歳未満人口	幼稚園	保育所	児童館	児童福祉施設による		児童公園
					児童福祉施設による	その他	
東京都	7,842,400	7,372	10,018	151	963	10,040	2,390
北多摩	451,800	217	221	-	53	474	140
西多摩	1,443,000	56	102	1	13	93	18
東多摩	1,479,000	65	127	1	13	217	13
南多摩	1,577,000	91	80	1	11	7	34
中央多摩	1,218,000	51	87	1	11	146	9
町田	1,124,000	61	73	-	23	897	23
武蔵野	2,049,000	112	120	-	24	96	32
国分寺	1,791,000	66	94	-	16	210	24
武蔵野	1,402,000	46	71	-	15	153	15
国分寺	1,290,000	119	126	-	11	102	31
町田	2,118,000	184	139	-	23	552	56
武蔵野	1,995,000	153	224	-	17	175	46
国分寺	691,400	853	470	-	67	976	298
武蔵野	2,96,000	358	204	11	21	429	246
国分寺	2,04,400	65	262	3	17	550	33
町田	73,400	20	166	-	10	120	17
武蔵野	812,000	51	343	1	5	159	6
国分寺	60,900	117	99	-	8	59	66
武蔵野	67,400	35	193	1	10	103	3
国分寺	1,49,700	46	365	1	16	366	22
町田	136,400	59	348	-	27	210	34
武蔵野	246,700	561	210	1	23	186	35
国分寺	337,800	262	657	6	48	468	202
町田	111,900	156	250	-	14	58	71
武蔵野	70,300	38	144	1	8	94	3

参考 (児童厚生施設)

児童福祉施設

第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を陶冶する

ことを旨とする施設とする。

児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第3号)

第49条 児童厚生施設には、児童の遊び及び児童厚生施設の業務執行に必要な設備を設けなければならない。

厚生省児童局

厚生省「社会福祉施設調査」

昭和35年度調査、1980年

昭和35年度調査、1980年

昭和35年度調査、1980年

昭和35年度調査、1980年

第60条 児童厚生施設の整備の基準は、左の通りとする。

1. 児童厚生施設外の児童厚生施設には、必要に応じ、及び便利の外、必要に応じて、児童の遊び場を設けること。
2. 児童厚生施設内の児童厚生施設には、児童の遊び場、図書室及び、児童の外の、必要に応じて、児童の遊び場（児童の遊び場）を設けること。

第61条 児童厚生施設には、児童厚生施設（児童厚生施設）において、児童の遊び場を指導するものといふ。）を設けること。（省略）

第30表 都道府県別公立教養施設

	公民館	図書館	博物館	その他
北海道	2,033	16	29	542
青森県	277	25	8	71
岩手県	242	8	1	14
宮城県	534	33	2	22
秋田県	443	12	2	22
山形県	243	12	2	22
福島県	456	16	3	33
茨城県	777	7	1	74
栃木県	422	5	1	74
群馬県	466	4	1	74
埼玉県	526	4	1	74
千葉県	514	39	1	84
東京都	273	23	5	84
神奈川県	522	22	1	14
新潟県	159	24	5	13
富山県	207	24	2	22
石川県	383	21	3	32
福井県	275	27	1	24
山梨県	251	7	1	24
長野県	339	8	1	24
岐阜県	196	37	10	25
静岡県	225	11	0	22
愛知県	239	24	5	10
岐阜県	375	30	1	14
三重県	522	17	1	14
滋賀県	220	14	1	14
京都府	251	24	1	14
大阪府	127	18	1	14
兵庫県	207	17	1	14
奈良県	215	12	1	14
和歌山県	246	8	1	14
鳥取県	478	8	2	14
島根県	263	7	0	14
岡山県	513	11	2	14
広島県	208	26	1	14
山口県	305	26	4	14
徳島県	307	4	1	14
香川県	193	10	2	14
高松市	262	15	3	14
愛媛県	219	14	1	14
高知県	237	15	5	14
福岡県	602	7	2	14
佐賀県	207	7	3	14
熊本県	477	14	1	14
大分県	552	7	1	14
鹿児島県	27	5	2	14
沖縄県	207	25	3	10

資料出所 文部省調査局調（375/1、現任）

注）1. その他は体育施設、音楽の家、児童文化センター、美術館等。

2. 国立（図書館、博物館、美術館）は除く。

(40)